

鹿屋市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市病児保育事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条第2項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改め、「、決定通知書」を削り、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第9条中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第11条第1項中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考 C及びDの区分に該当する保護者が、この事業を利用するときは、第7条第2項の規定にかかわらず、利用料日額を市が負担するものとする。

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とし、別記第4号様式を別記第3号様式とし、別記第5号様式を別記第4号様式とし、別記第6号様式を別記第5号様式とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。